

事務連絡
令和4年8月30日

各国立高等専門学校長 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構
本部事務局長 大内 あづさ

学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等
に対する措置について

標記について、文部科学省高等教育局大学振興課、同局専門教育課及び同局私学部私学行政課の3課連名の事務連絡により、セクシャルハラスメント（以下「セクハラ」という。）を含む性暴力等（以下「セクハラ等」という。）の防止に向けたハラスメントに関する方針等の明確化やその周知・啓発、相談体制の整備、事後の迅速かつ適切な対応、不利益取扱の禁止と周知啓発等に加え、行為者の厳正な処分及び再発防止の徹底に確実に取り組むよう、依頼がありました。

高専機構においては、「独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則」（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号。以下「ハラスメント規則」という。）のほか、同規則に基づく指針において、セクハラを含むハラスメントの防止や対応のための措置について定め、周知しているところです。

また、理事長通知「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行に伴う対応について（依頼）」（令和4年5月26日付け高機人第42号。以下「児童生徒性暴力通知」という。）により、各学校に対し、学生及び18歳未満の者に対する性暴力等の防止及び早期対処のための措置に係る対応を依頼しているところです。

各学校においては、ハラスメント規則等を改めて御確認いただくとともに、下記についてもよく御確認いただき、セクハラ等の防止対策の強化等、適切な御対応を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 ハラスメントに関する方針等の明確化やその周知・啓発

高専機構においては、ハラスメント規則及び理事長裁定「ハラスメントを防止するために教職員等が認識すべき事項についての指針」（以下「防止指針」という。）において、セクハラの内容及びセクハラを行ってはならないことを定めています。

各学校においては、このことについて改めて教職員に周知願います。

2 相談体制の整備

高専機構においては、ハラスメント規則において、各学校に相談員を配置することを定めています。

また、理事長裁定「ハラスメントに関する苦情相談への対応における留意すべき事項についての指針」（以下「相談指針」という。）において、ハラスメントに関する相談において対応すべき事項について定めています。

各学校においては、相談員の配置が適切に行われているか改めて点検していただくとともに、ハラスメント相談体制について改めて教職員に周知願います。

なお、相談員に対しては、同指針及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号。以下「厚労省指針」という。）の特に第4項(2)について確認するよう通知願います。

3 事後の迅速かつ適切な対応

各学校において、セクハラに係る相談の申し出があった場合には、ハラスメント規則及び相談指針並びに厚労省指針第4項(3)を確認し、以下事項について適切に対応願います。

- (1) 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- (2) 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適切に行うこと。
- (3) 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- (4) 再発防止に向けた措置を講ずること。

4 相談者・行為者のプライバシー保護

高専機構においては、ハラスメント規則及び相談指針において、相談者・行為者のプライバシー保護について定めています。

各学校においては、厚労省指針第4項(4)イを確認するとともに、相談者・行為者のプライバシーが保護されることについて改めて教職員に周知願います。

5 相談者への不利益取扱の禁止と周知啓発

高専機構においては、ハラスメント規則において、相談者への不利益取扱を禁止しています。

各学校においては、厚労省指針第4項(4)ロを確認するとともに、相談者が不利益を受けないことについて改めて教職員に周知願います。

6 行為者の厳正な処分

高専機構においては、防止指針において、セクハラに加害者に対しては、懲戒処分等が行われることを定めています。

また、理事長裁定「懲戒処分の指針」(以下「懲戒指針」という。)において、セクハラに係る懲戒処分の標準例を掲げています。

各学校においては、これらのことについて改めて教職員に周知するとともに、セクハラに加害者に対しては、懲戒指針を参考にし、厳正に懲戒処分を実施願います。

なお、懲戒処分又は訓告等に該当する案件が生じた場合の手続きについては、理事長通知「懲戒処分の協議等について(通知)」(平成30年12月27日付け30高機人第98号)を改めて御確認いただき、遺漏のないようお願いいたします。

おって、児童生徒性暴力通知で通知しているとおり、学生及び18歳未満の者に対する性暴力等を行った教職員に対し、適正かつ厳格な懲戒処分を行うため、今後、懲戒指針の改定を予定しています。

<高専機構関係規則等>

- 「独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則」
- 理事長裁定「ハラスメントを防止するために教職員等が認識すべき事項についての指針」
- 理事長裁定「ハラスメントに関する苦情相談への対応における留意すべき事項についての指針」
- 理事長裁定「懲戒処分の指針」
- 理事長通知「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行に伴う対応について(依頼)」
- 理事長通知「懲戒処分の協議等について(通知)」
- パンフレット「ハラスメント防止ガイドライン」

<厚生労働省指針>

- 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」

【本件担当】

国立高等専門学校機構
本部事務局人事課人事係
電 話：042(662)3129
F A X：042(662)3168
E-mail：jinji@kosen-k.go.jp